

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、高松港港湾隣接地域の指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成20年6月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 日時 平成20年7月4日（金曜日）午後2時から
- 2 場所 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁東館5階会議室
- 3 指定変更により指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
高松市 (西浜)	基点第93号から12度00分02秒に引いた線、基点第93号から基点第107号までを順次結んだ線、基点第107号から355度00分03秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第93号	四等三角点 浜北（北緯34度21分13.4901秒、東経134度02分29.1909秒）から259度53分10秒、634.06メートル、高松市浜ノ町321番1の表示杭
第94号	基点第93号から84度20分12秒、251.07メートル、高松市浜ノ町321番1の表示杭
第95号	基点第94号から174度23分51秒、32.21メートル、高松市浜ノ町321番1の表示杭
第96号	基点第95号から84度19分47秒、33.44メートル、高松市浜ノ町264番の表示杭
第97号	基点第96号から174度28分52秒、49.58メートル、高松市浜ノ町263番の表示杭
第98号	基点第97号から84度16分19秒、214.43メートル、高松市浜ノ町263番の表示杭
第99号	基点第98号から354度26分00秒、82.22メートル、高松市浜ノ町263番の表示杭
第100号	基点第99号から83度53分29秒、24.33メートル、高松市浜ノ町265番2の表示杭
第101号	基点第100号から161度07分58秒、147.03メートル、高松市浜ノ町265番2の表示杭
第101-2号	基点第101号から70度34分54秒、78.70メートル、高松市浜ノ町272番の表示杭
第101-3号	基点第101-2号から341度19分48秒、40.85メートル、高松市浜ノ町272番の表示杭
第102号	基点第101-3号から70度37分38秒、69.26メートル、高松市浜ノ町272番の表示杭
第103号	基点第102号から160度59分01秒、47.65メートル、高松市浜ノ町272番の表示杭
第104号	基点第103号から70度27分53秒、55.38メートル、高松市浜ノ町276番の表示杭
第105号	基点第104号から340度48分03秒、148.63メートル、高松市浜ノ町280番の表示杭
第106号	基点第105号から70度51分26秒、248.10メートル、高松市サンポート322番1の表示杭
第107号	基点第106号から55度40分22秒、156.16メートル、高松市サンポート322番1の表示杭